

千葉市市民の森設置事業実施要綱

平成26年6月1日改正

千 葉 市

千葉市市民の森設置事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然環境の保全を図るとともに、市民に自然の恵沢を十分享受できるいこいの場を提供するため、保存樹林（緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例（昭和46年千葉市条例第21号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により市長が指定したものをいう。以下同じ。）の存する土地その他の自然環境地を市民の森として設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(市民の森の設置基準等)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地で自然環境の保全及び市民のいこいの場として必要なものを、当該土地の所有者の承認を得て市民の森として設置するものとする。

- (1) 保存樹林の存する土地。
- (2) 主として樹木により形成されている自然環境地で、風致もしくは景観がすぐれているもの又は特異な植物の自生地。
- (3) 前2号に定める土地に隣接し、市民の森としての利用上又はその環境を保全するうえで必要な土地。

2 市長は、市民の森を設置する場合は、本市における市民の森の分布の均衡を図り、かつ、良好な生活環境の確保及び防災、避難等災害の防止を考慮し配置するものとする。

3 市民の森は、市民がいこいの場として利用できる相当規模の面積を有し、その利用について永続性が可能な樹林とする。

4 市長は、第1項の規定により市民の森を設置したときは、当該区域内に市民の森である旨を表示した標識を設置するものとする。

(使用貸借契約の締結)

第3条 市長は、前条第1項の規定により市民の森を設置しようとする場合は、当該土地についてその所有者と使用貸借契約を締結するものとする。

- 2 使用貸借契約の契約期間は、10年とする。ただし、特別の理由があるときはこの限りでない。
- 3 前項の契約期間が満了したときは、10年を超えない期間更新することができるものとし、以後もまた同様とする。
- 4 第1項の規定により使用貸借契約を締結する場合の契約書は、市民の森土地使用貸借契約書（様式第1号）によるものとする。

(施設の設置)

第4条 市長は、市民の森に植生及び景観をそこなわないよう現況の地形その他の自然立地条件を生かし、次の各号に定める施設で必要なものを設置するものとする。

- (1) 園路及び広場
- (2) 植栽、芝生、花壇、生垣等の修景施設
- (3) ベンチ、野外卓等の休養施設
- (4) 植物見本園、野鳥園等の教養施設
- (5) 便所、水飲場の便益施設
- (6) さく、標識等の管理施設

2 市民の森の施設は、安全上及び衛生上必要な構造を有するものとしなければならない。

(市民の森の占用の承認)

第5条 市民の森に前条に定める施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて市民の森を占用しようとするときは、市長の承認を得なければならない。

(行為の制限)

第6条 市民の森においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為。
- (2) 木竹を伐採し、もしくは植物を採取し、又はこれらを損傷すること。

- (3) 市民の森の施設を損傷し、又は、汚損すること。
- (4) その他市民の森の利用に支障のある行為をすること。

(維持管理業務の依頼)

第7条 市長は、地域団体等から市民の森の維持管理に関する業務（以下「管理業務」という。）について自発的に協力する旨の申し出があった場合は、当該地域団体等の活動状況、管理業務の処理能力等を調査し、適当と認めるときは、その地域団体等に管理業務を行わせることができる。

2 前項の規定により市民の森の管理業務を行う地域団体等は、市長の指示に従うとともに善良な管理者の注意をもって市民の森の管理にあたるものとする。

(木竹の伐採等に関する協議)

第8条 土地所有者は、当該土地に存する木竹を伐採し、もしくは他に譲渡しようとするとき、又は当該土地の所有権を移転しようとするとき、又は都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項に規定する市民緑地を設置しようとする場合その他公益上の理由により土地の利用を変更しようとするときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 前項の協議を行おうとする土地所有者は、千葉市市民の森協議申出書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(使用貸借契約の解除等)

第9条 市長は、前条第1項に規定する協議の結果、当該土地を市民の森として利用することが不相当と認めるときは、第3条第1項に規定する使用貸借契約を解除し、当該土地の部分に係る市民の森を廃止するものとする。

2 市長は、前項の規定により市民の森を廃止したときは、土地所有者及び市民の森の管理業務を行う地域団体等に対して、第3条第1項に規定する使用貸借契約を解除し、当該土地の部分に係る市民の森を廃止した旨を通知するものとする。

3 前項の規定により市民の森の廃止を通知するときは、市民の森（全部・一部）廃止通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(奨励金の交付)

第10条 市長は、市民の森の土地所有者に対して、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税額、その他の要素を勘案し、毎年度予算の範囲内において奨励金を交付するものとする。

2 前項に規定する奨励金の額は、次の各号に定めるところにより算定して得た額とする。

(1) 第3条の規定により締結した使用貸借契約により借り上げた土地の面積に応じ、市街化区域内設置の市民の森については1平方メートル当り年額20円とし、市街化調整区域内設置の市民の森については1平方メートル当り年額10円とする。

(2) 年度途中で使用貸借契約を締結し、又は当該契約を解除したときは、前号の額を12で除した数に指定期間の月数を乗じて得た額とする。

3 奨励金は、会計年度毎に交付することとし、その交付の時期は当該会計年度の末とする。

(管理業務実施団体等に対する報償金の交付)

第11条 市長は、第7条の規定により市民の森の管理業務を行う地域団体等に対して、毎年度予算の範囲内において報償金を交付することができる。

(市民の森台帳)

第12条 市長は、市民の森台帳を作成し、これを保管するものとする。

2 前項の市民の森台帳は、調書及び図面をもって組成するものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和51年11月1日から施行する。ただし、第10条の規定は昭和51年4月1日から適用する。

2 市民の森事務取扱要領（昭和47年7月1日実施。以下「旧要領」という。）は廃止する。

3 この要綱の施行の際、すでに旧要領第2条の規定により設置されていた市民の森は、この要綱第2条の規定により設置した市民の森とみなす。

附 則

この要綱は、昭和55年12月1日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年11月1日から施行し、平成6年度分の予算に係る奨励金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

市民の森土地使用貸借契約書

千葉市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により乙の所有する土地について使用貸借契約を締結する。

（借受物件）

第1条 乙は、甲に乙の所有する次の土地（以下「借受物件」という。）を無償で使用させる。

所在地	地目	地積（㎡）	摘要
千葉市			
計			

（使用目的）

第2条 甲は、借受物件を市民の森（千葉市市民の森設置事業実施要綱（昭和51年11月1日施行）第2条の規定により設置するものをいう。以下同じ。）の用に供するものとする。

2 乙は、甲が借受物件に市民の森として必要な施設を設置し、当該市民の森を市民に利用させることを承諾する。

（借受期間）

第3条 借受期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、借受期間が満了する6月前までに甲乙いずれからもこの契約を更新しない旨の申し出がない場合は、この契約を借受期間の満了の日の翌日から10年間更新し、以後もまた同様とする。

（借受物件の引渡し）

第4条 甲は、借受物件を乙の立会いのうえで引渡しを受けるものとする。

（使用权の譲渡の禁止等）

第5条 甲は、借受物件を市民の森として市民の利用に供する場合のほかは、乙の承諾を得ないで借受物件の使用权を第三者に譲渡し、借受物件を転貸し、又は使用目的を変更することができない。

（修繕義務）

第6条 甲は、借受物件の通常の維持、保存、修理、改良その他の行為をするために要する費用を負担するものとする。

（木竹の管理）

第7条 借受物件に存する木竹の森林施業のために必要な管理については、乙が自己の負担において行うものとする。

（遵守事項）

第8条 甲は、借受物件を善良な管理者の注意をもって維持、保存しなければならない。

2 甲は、第2条第2項に規定する必要な施設を設置するとき、その他借受物件の現状を変更しようとするときは、事前に又は事後にその事由を付した書面により乙の承諾を求めるものとする。

（原状回復）

第9条 甲は、前条の規定により借受物件の原状を変更した場合には、借受物件の返還にあたって、これを原状に回復しなければならない。ただし、甲乙双方の協議により変更された状態のまま返還することを妨げない。

（乙の行為の制限等）

第10条 乙は、甲の承諾を得ないで、借受物件において次の行為をしてはならない。ただし、災害の防止その他緊急に必要な行為についてはこの限りでない。

（1）建築物、その他の工作物を建築すること。

（2）宅地の造成、土地の開こん、土石の採取、その他、土地の形質を変更すること。

(3) 木竹を伐採すること。

(4) その他借受物件の自然環境の保全に影響を及ぼす恐れのある行為。

2 乙は、借受物件に第三者が電柱、ガス管等の公益上必要な工作物を設置しようとして乙の承諾を求めてきた場合においては、当該第三者に対しその設置を承諾する事前に甲と協議し、その承認を得るものとする。

(木竹の伐採等に関する協議)

第11条 乙は、借受物件に存する木竹を伐採し、もしくは他に譲渡しようとするとき、又は借受物件の所有権を移転しようとするときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。

(事故通知)

第12条 甲は、借受物件もしくはその上に存する木竹の全部又は一部がき損した場合は、直ちにその状況を乙に通知するものとする。

(使用上の損傷等)

第13条 甲は、その責に帰すべき事由により、又は市民の森としての利用に伴い借受物件もしくはその上に存する木竹が滅失またはき損した場合には、自己の負担において原状に回復するか、又は乙に対してその損害を補償するものとする。

2 前項の規定に関らず、天災地変その他やむを得ないと認められる事由により、借受物件又はその上に存する木竹が滅失又はき損した場合には、甲は、その責を負わないものとする。

(解約の解除等)

第14条 甲は、借受物件が次の各号のいずれかに該当することとなり、市民の森の全部又は一部を廃止する必要が生じたときは、その契約を解除し、又はその内容を変更することができる。

(1) 道路工事その他の公益的事業等が実施される時。

(2) 第11条の規定による協議の結果において、市民の森として利用することが不相当となったとき。

(3) 乙が、この契約に違反し、市民の森の利用に著しい支障が生じたとき。

(4) 災害その他の特別の事由により、市民の森として維持していくことが困難となったとき。

(疑義の決定)

第15条 本契約に定めのない事項又は本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

上記契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長

乙 住所

氏名

千葉市市民の森協議申出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申出者 住 所 (法人その他の団体にあつては事務所又は事業所の所在地)

氏名 (法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名)

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印して下さい。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印して下さい。

電話番号

(連絡先電子メールアドレス)

@

千葉市市民の森設置事業実施要綱第8条第2項の規定に基づき、市民の森に係る行為について次のとおり協議を申し出ます。

名 称	市民の森		
指 定 番 号	第	号	指定年月日 年 月 日
樹 種			
所 在 地	千 葉 市		
申 出 区 分	<input type="checkbox"/> 伐 採 <input type="checkbox"/> 所有者等の変更 <input type="checkbox"/> 市民緑地の設置 <input type="checkbox"/> 公益上の理由 <input type="checkbox"/> そ の 他		
申出の内容	(申出区分欄にチェックした事項について詳しく記入のこと。)		

市民の森（全部・一部）廃止通知書

年 月 日

土地所有者 ○○ ○○
団体名 } 様
代表者 ○○ ○○

千葉市長

千葉市市民の森設置事業実施要綱第9条第1項又は第2項の規定により、第3条第1項に規定する使用貸借契約の（全部・一部）を解除し、市民の森を廃止したので、通知します。

市民の森の名称	市民の森		
市民の森の所在地 (対象となる土地の 地番)	千葉市	解除面積等	㎡ (筆)
		契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日
廃止の事由			